

特定非営利活動法人とらい・あぐる 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 とらい・あぐるという。但し、英文字ではT r y - A n g l e sと表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がい者、子ども、高齢者、女性、犯罪被害者、加害者やその家族をはじめとするあらゆる人々に対し、福祉をはじめとする各種相談や生活支援、自立支援、人権擁護等に関する事業を行うことにより、すべての人々が地域社会において、あたりまえの生活を送ることのできる福祉社会を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下法という。）に定められた次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 消費者の保護を図る活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

1.特定非営利活動に係る事業

- (1) 犯罪被害者・加害者及びその家族に係る事業
 - ① 犯罪被害者・加害者及びその家族に対する相談及び支援事業
 - ② 触法障がい者及び高齢者等に対する更正保護に係る事業
- (2) 高齢者に係る事業
 - ① 高齢者に対する生活・自立支援事業（有償ボランティア活動、外出・受診支援活動等）
 - ② 高齢者福祉に関する情報収集、研究事業
 - ③ 福祉有償運送及び過疎地有償運送事業
- (3) 障がい者に係る事業
 - ① 障がい者に対する相談及び活動支援事業（障がい者の製作物販売支援事業、スポーツ観戦支援、サロンの運営、有償ボランティア活動等）
- (4) 子どもに係る事業
 - ① 子どもの健全育成事業（引きこもり児童に対する支援、学習支援、野外活動支援等）
 - ② 保育事業（保育ママ支援事業等）
- (5) 地域福祉に係る事業
 - ① 地域住民の交流の場の創出・提供及び支援に係る事業
 - ② 地域活性化、地域における共生社会の創出に係る事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業および特定相談支援事業
- (7) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (8) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ② 介護保険法に基づく第1号事業
 - ③ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - ④ 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (9) 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護及び成年後見制度（任意後見を含む）の利用に関する支援事業
- (10) 介護保険法に基づく地域密着型サービス外部評価事業
- (11) 社会福祉法に基づく福祉サービス第三者評価事業
- (12) その他
 - ① 成年後見人制度のサポート事業

②商店街の活性化に関する調査研究及び支援事業

(13) 上記に掲げるもののほか福祉全般に係る事業

- ① 福祉に関する情報の収集及び提供事業
- ② 福祉に関する知識の普及及び啓発事業
- ③ 福祉に関する調査及び研究事業
- ④ 福祉に関する相談及び支援事業
- ⑤ 福祉に関する他団体との交流、連携及び協力事業
- ⑥ 福祉分野における人材の発掘、教育及び育成に係る事業
- ⑦ 福祉に関する質の向上に関する新しいサービスの提供事業
- ⑧ 福祉に関するその他、本法人の目的達成のために必要な事業

2.その他の事業

- (1) 特定旅客自動車運送事業
- (2) イベント企画・開催事業（チャリティーイベントの実施等）
- (3) 物品販売事業（寄付された物品の販売等）
- (4) 福利厚生・共済事業
 - ①会員相互の親睦事業
 - ②会員のための福利厚生事業
 - ③会員団体育成事業
- (5) その他前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上9人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
2. 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は、現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定に関わらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、そ

の数を付記すること。)

- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業及びその他の事業に係る資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に係る会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画予算の追加、更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、事業計画及び既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3か月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行うとともに内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	三 好 明 夫
副理事長	宮 川 淑 恵
理事	吉 岡 太 郎
同	増 田 利 治
同	仲 田 勝 美
同	前 田 秀 樹
同	水 野 成 昭
同	岡 崎 利 治
同	藤 田 直
監事	園 田 充 宏

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 個人 2000円

		団体	5 0 0 0 円（一口、5 人までとする）
(2) 年会費	正会員	個人	3 0 0 0 円
		団体	1 0 0 0 0 円（一口、5 人までとする）
	賛助会員	個人	2 0 0 0 円
		団体	5 0 0 0 円（一口、5 人までとする）

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人とらい・あんぐる

1 事業実施の方針

以下の内容を確実に実施することを目標とする

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
福祉に関するその他、本法人の目的達成のために必要な事業	京都介護サービス・福祉サービス第三者評価事業	(A) 通年 (B) 京都府 (C) 10人	(D) 第三者評価 受審事業所 (E) 事業所ごとの職員	
福祉に関するその他、本法人の目的達成のために必要な事業	①介護福祉士実習指導者講習会 ②社会福祉士実習指導者講習会 (オンライン研修)	(A) 通年 (B) 全国 (C) 6人	(D) 研修受講者 (E) 受講者 160人程度	
地域住民の交流の場の創出・提供及び支援に係る事業	地域連携交流 ・京都市北区の民家を借りてスタートする居場所づくりプロジェクト「寄合処」の定期開催 子ども地域食堂(みんなの食堂)	(A) 通年 (B) 京都市 (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 120人程度	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者総合支援法による一般相談支援事業および特定相談支援事業	(A) 通年(10/1 から開始で半期) (B) 京都市 (C) 2人	(D) 相談支援の利用者 (E) 35人程度	

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人とらい・あんぐる

1 事業実施の方針

以下の内容を確実に実施することを目標とする

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
福祉に関するその他、本法人の目的達成のために必要な事業	京都介護サービス・福祉サービス第三者評価事業	(A) 通年 (B) 京都府 (C) 10 人	(D) 第三者評価 受審事業所 (E) 事業所ごとの職員	
福祉に関するその他、本法人の目的達成のために必要な事業	①介護福祉士実習指導者講習会 ②社会福祉士実習指導者講習会 (オンライン研修)	(A) 通年 (B) 全国 (C) 6 人	(D) 研修受講者 (E) 受講者 160 人程度	
地域住民の交流の場の創出・提供及び支援に係る事業	地域連携交流 ・京都市北区の民家を借りてスタートする居場所づくりプロジェクト「寄合処」の定期開催 子ども地域食堂(みんなの食堂)	(A) 通年 (B) 京都市 (C) 10 人	(F) 地域住民 (G) 120 人程度	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者総合支援法による一般相談支援事業および特定相談支援事業	(A) 通年 (B) 京都市 (C) 2 人	(D) 相談支援の利用者 (E) 35 人程度	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	児童福祉法による障害児相談支援事業	(A) 通年 (B) 京都市 (C) 2 人	(D) 相談支援の障害児(保護者) (E) 32 人程度	
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護及び成年後見制度(任意後見を含む)の利用に関する支援事業	成年後見制度による任意後見事業	(A) 通年 (B) 京都市 (C) 2 人	(D) 任意後見を利用したい市民 (E) 12 人程度	
介護保険法に基づく地域密着型サービス外部評価事業	地域密着型サービス外部評価事業	(A) 通年 (B) 京都市 (C) 6 人	(D) 外部評価受審事業所 (E) 事業所ごとの職員	

令和8 年度 活動予算書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人とらい・あんぐる

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	69,000		
賛助会員受取会費	4,000		
入会金受取会費	10,000		
法人会費受取会費	10,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
資産受贈益	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受入助成金	0		
受入補助金	0		
4. 事業収益			
教育研修関係事業収益	3,300,000		
第三者評価事業収益	600,000		
地域交流連携事業収益	600,000		
相談支援事業収益	3,101,000		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
繰越現金	160,622		
活動準備金	0		
経常収益計			7,854,622
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
支援事業費（第三者評価事業）	200,000		
研修事業（講習会講師謝金）	500,000		
収益事業（相談支援事業）	2,160,000		
顧問社労士（相談支援事業）	63,000		
法定福利費	10,000		
人件費計	2,933,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	100,000		
公表等手数料	100,000		
保険料（相談支援事業、地域支援事業）	50,000		
会議費	50,000		
地代家賃	1,218,000		
水道光熱費	120,000		
旅費交通費	100,000		
宣伝広告費	300,000		
通信運搬費	120,000		
消耗品費	150,000		
雑費	50,000		
仕入高	700,000		
教育研修	50,000		
図書費	30,000		
支払手数料	10,000		
活動準備金	0		
その他経費計	3,148,000		
事業費計		6,081,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
教育研修費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	100,000		
備品購入費	50,000		
旅費交通費	100,000		
通信運搬費	200,000		
地代家賃	522,000		
水道光熱費	50,000		
宣伝広告費	100,000		
業務委託費	50,000		
支払手数料	10,000		
法人住民税	70,000		
その他経費計	1,252,000		
管理費計		1,252,000	
経常費用計			7,333,000
当期経常増減額			521,622
III 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
固定資産除・売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額		521,622	
法人税、住民税及び事業税		84,800	
当期正味財産増減額			436,822
前期繰越正味財産額			△ 2,581,791
次期繰越正味財産額			△ 2,144,969

令和9 年度 活動予算書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人とらい・あんぐる

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	69,000		
賛助会員受取会費	4,000		
入会金受取会費	10,000		
法人会費受取会費	10,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
資産受贈益	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受入助成金	0		
受入補助金	0		
4. 事業収益			
教育研修関係事業収益	3,300,000		
第三者評価事業収益	600,000		
地域交流連携事業収益	600,000		
相談支援事業収益	9,481,000		
成年後見制度任意後見事業収益	960,000		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
繰越現金	0		
活動準備金	0		
経常収益計			15,034,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
支援事業費（第三者評価事業）	200,000		
研修事業（講習会講師謝金）	500,000		
収益事業（相談支援事業）	4,680,000		
顧問社労士（相談支援事業）	80,000		
法定福利費	10,000		
人件費計	5,470,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	100,000		
公表等手数料	100,000		
保険料（相談支援事業、地域支援事業）	100,000		
会議費	50,000		
地代家賃	1,218,000		
水道光熱費	120,000		
旅費交通費	100,000		
宣伝広告費	300,000		
通信運搬費	120,000		
消耗品費	150,000		
雑費	50,000		
仕入高	700,000		
教育研修	50,000		
図書費	30,000		
支払手数料	10,000		
活動準備金	0		
その他経費計	3,198,000		
事業費計		8,668,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
教育研修費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	100,000		
備品購入費	50,000		
旅費交通費	100,000		
通信運搬費	200,000		
地代家賃	522,000		
水道光熱費	50,000		
宣伝広告費	100,000		
業務委託費	50,000		
支払手数料	10,000		
法人住民税	70,000		
その他経費計	1,252,000		
管理費計		1,252,000	
経常費用計			9,920,000
当期経常増減額			5,114,000
III 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
固定資産除・売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額		5,114,000	
法人税、住民税及び事業税		84,800	
当期正味財産増減額			5,029,200
前期繰越正味財産額			△ 2,144,969
次期繰越正味財産額			2,884,231